

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月8日
【中間会計期間】	第34期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社アイ・ピー・エス
【英訳名】	IPS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮下 幸治
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 川淵 正光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 川淵 正光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 中間連結会計期間	第34期 中間連結会計期間	第33期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (百万円)	5,248	7,744	14,117
経常利益 (百万円)	1,558	1,588	4,427
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	954	961	2,835
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	1,629	3,509	2,733
純資産額 (百万円)	13,289	19,578	15,183
総資産額 (百万円)	29,404	38,713	33,529
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	76.74	74.62	225.08
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	72.66	73.03	215.76
自己資本比率 (%)	35.7	37.7	33.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	875	291	574
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,771	348	4,735
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,188	123	2,315
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	5,759	4,430	4,234

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供によりフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当中間連結会計期間は、商品価格・エネルギー価格高騰の影響が続く中、インフレの鈍化を背景に米国をはじめ世界的な金融緩和の動きが出る一方、日本においては日銀による追加利上げが行われるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。ウクライナ情勢、中東情勢等の地政学リスクへの警戒感も高まっており、世界経済の不確実性は増大しております。

当社グループの主要市場の一つであるフィリピンは、インフレの減速が見られる中、2024年4-6月期の実質GDP成長率は前年同期比6.3%増と、前期の5.8%増から上昇し、東南アジア諸国の中でも持続的な成長が期待されております。AIやデータセンター向けの投資が拡大するなど社会のデジタル化が加速しており、通信回線を介したコミュニケーションの重要性は一段と増しています。社会を支える生活基盤としての通信回線の整備・拡充は、日本やフィリピンをはじめ世界中で急務となっており、今後とも積極的に事業の拡大を図ってまいります。

当社グループは、フィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワークを取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションを確立し、拡大する通信需要に応えてまいります。また、フィリピン国内海底ケーブルネットワーク（以下「PDSCN」）が2023年12月に完成し、フィリピン全土にサービスを展開できる国内基幹網が整ったことを受け、さらなる事業の拡大を目指してまいります。

日本においては、通信トラフィックの需要があるコールセンター事業者向けを中心に、ソフトウェア、通信回線及びコンサルテーションを顧客ごとに最適化したサービスの提供を継続しております。

メディカル&ヘルスケア事業は、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」）によるレーシックの安定的な提供を行うとともに、Shinagawa Healthcare Solutions Corporation（以下「SHSC」）で2023年4月に開院した日本基準の健診センター・人間ドックである「Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Center」（以下「SDPCC」）を通じて、フィリピンにおける予防医療の普及啓発に努めてまいります。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は7,744百万円（前年同期比47.6%増）、営業利益は2,339百万円（同152.8%増）となりました。また、円高等の進行に伴い為替差損を677百万円計上（前年同期は為替差益を687百万円計上）したことにより経常利益は1,588百万円（同1.9%増）となり、親会社株主に帰属する中間純利益は961百万円（同0.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（国際通信事業）

当社グループが使用権を保有する国際通信ネットワークC2C回線の販売促進に引き続き取り組んだことに加え、PDSCNを通じた地方の通信事業者等へのサービス提供が拡大しており、PDSCN関連の通信機器の販売も好調に推移いたしました。InfiniVAN, Inc.がマニラ首都圏を中心に展開する法人向けインターネット接続サービスは、2024年6月末の課金顧客数が3月末より130件増加し、1,281件へと拡大いたしました。事業全体では計画を上回り、増収増益になっております。

この結果、売上高は5,423百万円（前年同期比130.8%増）、セグメント利益は2,183百万円（同521.5%増）となりました。

(国内通信事業)

当社が日本国内の販売代理権を持つ、インドのDrishti-soft Solutions Pvt. Ltd. (現 Exotel社)が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」と、大手電気通信事業者が提供している電話回線を大量に仕入れて、コールセンター事業者向けに秒単位の課金体系で販売する秒課金サービスを組み合わせたコールセンター向けソリューションにおいて、新規顧客開拓や、電話網のIP化(PSTNマイグレーション)に対応したシステム開発などを継続して行いました。

他方、大手電気通信事業者等との間で音声通信回線の相互接続協定を締結しており、これにより得ている通信接続料(アクセスチャージ)において、第1四半期連結会計期間に過年度分の遡及精算に伴う収益減少を計上した影響等から減収減益となりました。

この結果、売上高は1,584百万円(前年同期比24.3%減)、セグメント利益は207百万円(同52.7%減)となりました。

(メディカル&ヘルスケア事業)

SLACCが主力とするレーシックにおいて、引き続き競争環境の激化の影響を受けており、マーケティング手法やサービス体系をきめ細かく見直すなどの取り組みを継続し、安定的なレーシックの提供を図っております。また、健診センター・人間ドックのSDPCCを通じ、法人の定期健診の利用促進に取り組むことにより、予防医療の重要性をフィリピンの方々に認識していただく啓発活動を続けております。

この結果、売上高は737百万円(前年同期比8.4%減)、セグメント損失は53百万円(前年同期は132百万円のセグメント利益)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の状況)

当中間連結会計期間末の流動資産は21,768百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,903百万円増加いたしました。これは主に、売掛金が2,816百万円、リース投資資産が1,335百万円増加したことによるものであります。また、固定資産は16,909百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,285百万円増加いたしました。これは主に、設備投資により有形固定資産が825百万円、無形固定資産が398百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は38,713百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,184百万円増加しました。

(負債の状況)

当中間連結会計期間末の流動負債は14,492百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,960百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が880百万円、未払金が438百万円、繰延延払利益が678百万円増加したことによるものであります。また、固定負債は4,643百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,171百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が1,183百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は19,135百万円となり、前連結会計年度末に比べ788百万円増加しました。

(純資産の状況)

当中間連結会計期間末の純資産は19,578百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,395百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益961百万円の計上、非支配株主持分1,105百万円の増加、為替換算調整勘定2,536百万円の増加、配当金の支払額250百万円の減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は37.7%(前連結会計年度末は33.7%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ195百万円増加し、当中間連結会計期間末における残高は4,430百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動において獲得した資金は291百万円(前年同期は875百万円の使用)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益1,588百万円、減価償却費502百万円、未払金の414百万円の増加があった一方、売上債権の増加2,197百万円による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動において使用した資金は348百万円(前年同期は2,771百万円の使用)となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入60百万円、保証金の返戻による収入26百万円、有形固定資産の取得による支出278百万円、無形固定資産の取得による支出195百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動において獲得した資金は123百万円(前年同期は2,188百万円の獲得)となりました。これは主に、短期借入金の増加が880百万円、非支配株主からの払込みによる収入413百万円があった一方、配当金の支払いによる支出250百万円、長期借入金の返済による支出970百万円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,960,000
計	39,960,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,910,400	12,911,400	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	12,910,400	12,911,400	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 子会社従業員 6名
新株予約権の数(個)	1,100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 110,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,135 (注)2
新株予約権の行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,135 資本組入額 1,067.5 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の発行時(2024年7月22日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,135円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2034年7月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、次に掲げる(a)及び(b)に定める条件を充たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。

(a) 2027年3月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様）に記載された営業利益が6,050百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 2029年3月期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が8,100百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記(a)及び(b)における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9名
新株予約権の数(個)	900 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,296 (注) 2
新株予約権の行使期間	2027年7月1日～2034年7月18日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,296 資本組入額 1,198 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

新株予約権の発行時(2024年7月22日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,296円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2027年7月1日から2034年7月18日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を助案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	42,600	12,910,400	34	1,180	34	1,120

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2024年10月1日から10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
宮下 幸治	フィリピン パシッグ市	5,355	41.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,005	7.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	759	5.88
丸本 桂三	東京都文京区	373	2.89
丸谷 和徳	東京都目黒区	350	2.71
田中 正勝	三重県津市	273	2.12
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ i-S2号投資事業有限責任組合	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	225	1.74
佐々木 嶺一	東京都品川区	214	1.66
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	206	1.60
株式会社ストレッチ	東京都文京区本郷3丁目34番3号 本郷第 1ビル5F	204	1.58
計	-	8,965	69.45

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 984千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 314千株

2. 2024年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、りそなアセットマネジメント株式会社が2024年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名及び名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場1丁目5番65号	1,016	7.89

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,904,000	129,040	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,100	-	-
発行済株式総数	12,910,400	-	-
総株主の議決権	-	129,040	-

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式95株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・ピー・エス	東京都中央区築地四丁目 1番1号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりです。

役員の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 経営企画本部長	取締役 経営企画本部長	川淵 正光	2024年7月1日

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結累計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,234	4,430
売掛金	5,532	8,349
リース投資資産	5,789	7,124
商品	53	85
貯蔵品	176	184
その他	2,624	2,477
貸倒引当金	546	883
流動資産合計	17,864	21,768
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	937	1,012
減価償却累計額	320	400
建物及び構築物(純額)	617	612
機械装置及び運搬具	8,942	9,679
減価償却累計額	1,976	2,387
機械装置及び運搬具(純額)	6,965	7,292
工具、器具及び備品	301	335
減価償却累計額	205	237
工具、器具及び備品(純額)	95	97
土地	83	-
リース資産	47	47
減価償却累計額	40	40
リース資産(純額)	6	6
建設仮勘定	3,795	4,382
有形固定資産合計	11,565	12,390
無形固定資産		
通信回線使用权	2,623	2,667
のれん	38	36
その他	203	560
無形固定資産合計	2,865	3,263
投資その他の資産		
関係会社株式	111	115
長期前払費用	193	165
繰延税金資産	393	437
その他	502	543
貸倒引当金	7	6
投資その他の資産合計	1,194	1,255
固定資産合計	15,624	16,909
繰延資産	40	35
資産合計	33,529	38,713

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	670	755
短期借入金	2,720	3,600
1年内返済予定の長期借入金	1,867	1,750
リース債務	0	-
未払金	220	658
未払法人税等	560	295
繰延延払利益	4,076	4,755
賞与引当金	39	32
その他	2,377	2,644
流動負債合計	12,532	14,492
固定負債		
長期借入金	5,514	4,331
退職給付に係る負債	69	72
資産除去債務	17	17
その他	212	221
固定負債合計	5,814	4,643
負債合計	18,346	19,135
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,145	1,180
資本剰余金	753	759
利益剰余金	9,191	9,902
自己株式	0	0
株主資本合計	11,090	11,841
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	211	2,747
退職給付に係る調整累計額	0	0
その他の包括利益累計額合計	210	2,747
新株予約権	264	266
非支配株主持分	3,617	4,723
純資産合計	15,183	19,578
負債純資産合計	33,529	38,713

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	5,248	7,744
売上原価	2,959	3,538
売上総利益	2,288	4,206
販売費及び一般管理費	1,363	1,867
営業利益	925	2,339
営業外収益		
受取利息及び配当金	27	97
為替差益	687	-
その他	78	66
営業外収益合計	794	164
営業外費用		
支払利息	152	219
為替差損	-	677
その他	8	18
営業外費用合計	160	915
経常利益	1,558	1,588
特別利益		
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前中間純利益	1,559	1,588
法人税等	538	278
中間純利益	1,021	1,309
非支配株主に帰属する中間純利益	66	348
親会社株主に帰属する中間純利益	954	961

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	1,021	1,309
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	608	2,200
退職給付に係る調整額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	-	0
その他の包括利益合計	608	2,199
中間包括利益	1,629	3,509
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,331	2,874
非支配株主に係る中間包括利益	298	635

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,559	1,588
減価償却費	226	502
新株予約権戻入益	0	-
株式報酬費用	7	20
為替差損益(は益)	515	231
貸倒引当金の増減額(は減少)	63	315
賞与引当金の増減額(は減少)	9	7
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	-
受取利息及び配当金	27	97
支払利息	152	219
固定資産除却損	0	-
売上債権の増減額(は増加)	370	2,197
リース投資資産の増減額(は増加)	333	806
棚卸資産の増減額(は増加)	12	22
仕入債務の増減額(は減少)	401	170
未払金の増減額(は減少)	48	414
繰延延払利益の増減額(は減少)	38	678
前受金の増減額(は減少)	137	59
その他	1,467	865
小計	53	1,012
利息及び配当金の受取額	27	97
利息の支払額	152	219
法人税等の支払額	803	598
営業活動によるキャッシュ・フロー	875	291
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,791	278
有形固定資産の売却による収入	25	-
無形固定資産の取得による支出	16	195
関係会社株式の取得による支出	12	-
保証金の差入による支出	32	34
保証金の返戻による収入	0	26
長期前払費用の取得による支出	4	3
保険積立金の解約による収入	136	60
その他	76	76
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,771	348
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,602	880
長期借入金の返済による支出	195	970
株式の発行による収入	9	51
非支配株主からの払込みによる収入	-	413
長期未払金の返済による支出	0	-
リース債務の返済による支出	10	-
配当金の支払額	217	250
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,188	123
現金及び現金同等物に係る換算差額	336	129
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,121	195
現金及び現金同等物の期首残高	6,881	4,234
現金及び現金同等物の中間期末残高	5,759	4,430

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
業務委託費	93百万円	117百万円
給与手当	475百万円	506百万円
退職給付費用	4百万円	9百万円
賞与引当金繰入額	41百万円	43百万円
貸倒引当金繰入額	66百万円	305百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	5,759百万円	4,430百万円
現金及び現金同等物	5,759百万円	4,430百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	217	17.50	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年11月10日 取締役会	普通株式	217	17.50	2023年9月30日	2023年12月4日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	250	19.5	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月8日 取締役会	普通株式	258	20.0	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 1
	国際通信事業	国内通信事業	メディカル& ヘルスケア 事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	2,089	1,981	804	4,875	-	4,875
その他の収益(注) 2	260	112	-	372	-	372
外部顧客への売上高	2,349	2,093	804	5,248	-	5,248
セグメント間の内部売上高又は振替高	15	0	0	16	16	-
計	2,364	2,094	804	5,264	16	5,248
セグメント利益	351	438	132	921	3	925

(注) 1. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

3. セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注)1
	国際通信事業	国内通信事業	メディカル& ヘルスケア 事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	4,598	1,523	737	6,859	-	6,859
その他の収益(注)2	824	60	-	885	-	885
外部顧客への売上高	5,423	1,584	737	7,744	-	7,744
セグメント間の内部売上高又は振替高	17	1	2	20	20	-
計	5,440	1,585	739	7,765	20	7,744
セグメント利益又は損失()	2,183	207	53	2,336	2	2,339

(注)1. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

3. セグメント利益又は損失の調整額2百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	76円74銭	74円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	954	961
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	954	961
普通株式の期中平均株式数(株)	12,443,684	12,885,197
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	72円66銭	73円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	698,567	281,526
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、 前連結会計年度末から重要な変動があったものの概 要	-	-

2【その他】

(中間配当)

2024年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 中間配当金の総額 | 258百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 20円00銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 2024年12月3日 |

(注) 2024年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の期中レビュー手續を実施する。期中レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。